

男鹿市告示第 27 号

男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 18 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付要綱（令和 6 年男鹿市告示第 34 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) シニア世代 社会の中で年齢が高い <u>者</u> で、自由に過ごし活動する意欲がある <u>65歳以上のもの</u> をいう。 (3) (略) 附 則 (施行期日) 1 (略) (この告示の失効) 2 この告示は、 <u>令和 8 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。 3 (略)	(定義) 第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) シニア世代 社会の中で年齢が高い <u>方々</u> で、自由に過ごし活動する意欲がある <u>65歳以上の方</u> をいう。 (3) (略) 附 則 (施行期日) 1 (略) (この告示の失効) 2 この告示は、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。 3 (略)

改正後

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）
男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

男鹿市長様

（申請者）住 所 男鹿市 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

連絡先 _____

メー ル _____ @ _____

男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

交付申請額	円 上限 2 万円 (100 円未満は切捨て)
-------	-------------------------

【必要書類】

購入金額及び利用者名が分かる契約書等の写し

協力店舗が発行する男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付申請用証明書

補助対象者の本人確認書類の写し

振込先の口座が分かる書類の写し

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と定める書類

振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 ()	支店名	本店・支店
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※振込先は申請者が名義人となっている口座に限ります。

【市記入欄】

※ 市 記 入 欄	助成金交付の可否	可 ・ 否	受付印
	管理番号		
	助成金交付決定日（請求日）	年 月 日	
	交付決定額	円	

(裏面へ)

改正前

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）
男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

男鹿市長様

（申請者）住 所 男鹿市 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

連絡先 _____

メー ル _____ @ _____

男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

交付申請額	円 上限 2 万円 (100 円未満は切捨て)
-------	-------------------------

【必要書類】

購入金額及び利用者名が分かる契約書等の写し

協力店舗が発行する男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付申請用証明書

補助対象者の本人確認書類の写し

振込先の口座が分かる書類の写し

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と定める書類

振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 ()	支店名	本店・支店
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※振込先は申請者が名義人となっている口座に限ります。

【市記入欄】

※ 市 記 入 欄	助成金交付の可否	可 ・ 否	受付印
	管理番号		
	助成金交付決定日（請求日）	年 月 日	
	交付決定額	円	

(裏面へ)

改正後

購入するにかかった費用（税抜き）

（補助対象経費）

スマホ本体 _____ 円

付属品（充電器 _____ 円、フィルム _____ 円、ケース _____ 円）

事務手数料 _____ 円

データ移行手数料 _____ 円

アカウントサポート料 _____ 円

各種割引 _____ 円

合計 _____ 円

誓約書

私は、男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金の交付を受けるにあたって、下記の事項について誓約し、及び同意します。

なお、本誓約書の内容に虚偽や不正があった場合は補助金の申請を取り下げます。補助金交付後に発覚した場合は補助金を返還します。

記

- 購入後、男鹿市もしくは協力店舗が開催するスマホ教室に参加することに同意します。
- 補助対象としたスマートフォン本体について、交付申請の日から1年を経過するまでは、破損などによる使用不可の場合を除き、途中解約、転売又はこれらに類する行為はしません。
- 男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付要綱第3条第6号に規定する市税等の納付状況を市が確認することに同意します。
- 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者、暴力団関係者から出資等の資金提供を受けている者その他これらに類すると認められる者ではありません。

年 月 日

署名（自署） _____

改正前

購入するにかかった費用（税抜き）

（補助対象経費）

スマホ本体 _____ 円

付属品（充電器 _____ 円、フィルム _____ 円、ケース _____ 円）

事務手数料 _____ 円

データ移行手数料 _____ 円

アカウントサポート料 _____ 円

合計 _____ 円

誓約書

私は、男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金の交付を受けるにあたって、下記の事項について誓約し、及び同意します。

なお、本誓約書の内容に虚偽や不正があった場合は補助金の申請を取り下げます。補助金交付後に発覚した場合は補助金を返還します。

記

- 購入後、男鹿市もしくは協力店舗が開催するスマホ教室に参加することに同意します。
- 補助対象としたスマートフォン本体について、交付申請の日から1年を経過するまでは、破損などによる使用不可の場合を除き、途中解約、転売又はこれらに類する行為はしません。
- 男鹿市シニア世代スマホデビュー応援補助金交付要綱第3条第6号に規定する市税等の納付状況を市が確認することに同意します。
- 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者、暴力団関係者から出資等の資金提供を受けている者その他これらに類すると認められる者ではありません。

年 月 日

署名（自署） _____

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。